

名古屋市告示第65号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 7年 2月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定する区域

名古屋市昭和区塩付通 3丁目 1番 4、1番18及び 1番19並びに広路通 1丁目 1番、3番 1及び 3番 3

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課